

宮城県薬学生修学資金貸付制度 ガイドブック

令和 7 年 8 月（第 2 版）

宮城県保健福祉部薬務課



©宮城県・旭プロダクション

＜修学資金の貸付けを受ける皆さんへ＞

(必ずお読みください)

- 本ガイドブックは、宮城県薬学生修学資金貸付制度における各種ルールや手続き等をお伝えすることを目的として作成したものです。
- 修学資金の貸付け申請から、卒業後に修学資金の返済が免除されるまでの手続き等を記載していますので、返済が免除されるまでは大切に保管して活用してください。
- 今後、手続き等に変更があった場合は、その都度お知らせしますので、ファイルに保管するなどして、紛失しないように注意してください。
- 本制度から正当な理由がなく、離脱することがないようにしてください。
- 手続きについて、ご不明点がある場合には、下記あてお問い合わせください。

【発行・問い合わせ先】

宮城県保健福祉部薬務課 薬事温泉班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1（県庁7階南側）

T E L：022-211-2652（直通）

E-mail：yakumu-y@pref.miyagi.lg.jp

目次

I はじめに	1
II 宮城県薬学生修学資金貸付制度の概要.....	3
III 貸付申請から修学資金交付まで	5
IV 修学資金の返済について.....	7
V 指定医療機関での勤務について	9
VI キャリア形成プログラムについて	10
VII その他	12
VIII よくある質問.....	13
IX 様式集.....	15

I はじめに

「令和4年(2022年)医師・歯科医師・薬剤師調査」によれば、人口10万人対薬剤師数は全国平均259.1人に対し、本県は、244.3人となっており、全国平均を下回っている状況です。

さらに、二次医療圏(※)別でみると、仙南医療圏:183.1人、仙台医療圏:275.5人、大崎・栗原医療圏:180.2人、石巻・登米・気仙沼医療圏:176.9人となっており、仙台医療圏以外においては薬剤師が不足している状況です。

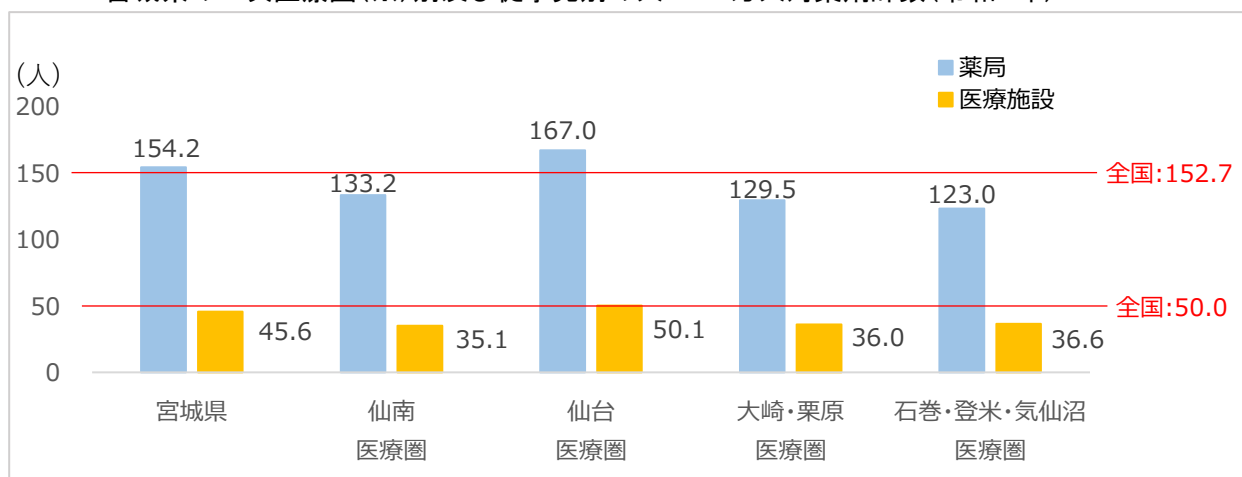
➤ 全国及び宮城県の人口10万人対薬剤師数(令和4年)

			人口10万人対薬剤師数(人)	薬剤師数(人)
全 国			259.1	323,690
宮 城 県			244.3	5,570
二 次 医 療 圏	仙 南		183.1	297
	仙 台		275.5	4,243
	大 崎 ・ 栗 原		180.2	455
	石 巻 ・ 登 米 ・ 気 仙 沼		176.9	575

出典:「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

また、従事先別でみると、仙台医療圏以外の二次医療圏(※)では、薬局と医療施設に従事している人口10万人対薬剤師数がともに全国平均を下回っており、特に病院薬剤師の不足が顕著である状況になっています。

➤ 宮城県の二次医療圏(※)別及び従事先別の人口10万人対薬剤師数(令和4年)



このように、県内の薬剤師の従事先には地域偏在及び業態偏在があり、特に地域の病院薬剤師数の不足が顕著である状況です。そのため、県では、薬剤師が不足している地域における薬剤師の安定的な確保及び地域偏在や業態偏在の解消に向け、様々な薬剤師確保対策事業を実施しており、本制度もその取り組みの一環です。

なお、県で実施している他の薬剤師確保対策については、第8次宮城県地域医療計画(第7編第2章第1節)に記載しています。

第8次宮城県地域医療計画(県 HP): <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/rmpindex.html>

(※) 二次医療圏

一般的な入院医療を提供するために必要となる病床の整備を図るための地域的単位。

宮城県では、仙南医療圏、仙台医療圏、大崎・栗原医療圏、石巻・登米・気仙沼医療圏の4つの医療圏を設定しています。



仙 南 医 療 圏	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
仙 台 医 療 圏	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理郡、宮城郡、黒川郡
大 崎 ・ 栗 原 医 療 圏	栗原市、大崎市、加美郡、遠田郡
石 巻 ・ 登 米 ・ 気 仙 沼 医 療 圏	石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市、牡鹿郡、本吉郡

Ⅱ 宮城県薬学生修学資金貸付制度の概要

1 本制度の目的

将来、県内の薬剤師が不足している地域の医療機関で、薬剤師として勤務しようという意思のある薬学生に対して、修学資金を貸し付けることにより、県内の医療機関における薬剤師を確保し、医療提供体制の整備を図ることを目的としています。

2 本制度の概要

名 称	宮城県薬学生修学資金貸付制度	
貸付対象者	薬剤師不足地域内の医療機関への勤務意思を有する薬学生	
就学先	東北医科薬科大学 (地域支援制度により入学)	東北大学 (薬学部薬学科へ進学)
定 員	各学年4名程度	各学年1名程度
貸付期間	6年間 (大学1学年4月～大学6学年3月)	3年間 (大学4学年4月～大学6学年3月)
貸付金額	月額5万円(6年計360万円)※	月額5万円(3年計180万円)
返済額	貸付金額＋貸付金額×利息(年10%)	
返済免除要件	■ 指定医療機関で、必要従事期間(貸付期間の1.5倍の期間)、勤務すること ■ 特定医療機関で、必要従事期間の半分以上の期間、勤務すること ■ 県が策定するキャリア形成プログラムを満了すること	
従事先	必要従事期間中の従事先は、指定医療機関に限ります。 【指定医療機関について】(医療機関名は次ページ参照) 県が貸付対象者ごとに指定する県内の医療機関のことで、特定医療機関及び研修実施医療機関一覧から選定します。 特 定 医 療 機 関: 薬剤師が不足している地域(仙台市以外の地域)の公的医療機関 研修実施医療機関: ①大学病院及び地域医療支援病院(公的医療機関に限る) ②専門領域認定・専門薬剤師の資格取得のために従事や研修が必須となる医療機関として県が特に必要と認める病院 なお、特定医療機関及び研修実施医療機関一覧は毎年度見直しを行い、従事先選定時点の一覧から選定します。一覧は県ホームページで公開しています。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/syugakusikin.html	
キャリア形成プログラム	■ 最初の2年間は、研修実施医療機関における初期臨床研修により、病院薬剤師の基本的なスキルを習得します。 ■ 3年目以降は、薬剤師が不足している特定医療機関に従事し、地域医療に貢献します。 ■ 必要従事期間中、希望に応じて、認定薬剤師、領域別認定薬剤師又は専門薬剤師等の資格取得を目指します。	
そ の 他	1 薬学生修学資金貸付条例及び薬学生修学資金貸付条例施行規則等の規定を遵守すること。 2 本制度から正当な理由なく離脱しないこと。	

※東北医科薬科大学については、大学の奨学金制度(月額5万円(6年計360万円))と併用(地域支援制度)

<参考>

特定医療機関及び研修実施医療機関一覧(R7. 8. 1時点)

【特定医療機関】

薬剤師が不足している地域(仙台市以外の地域)の公的医療機関※

仙南医療圏	公立刈田総合病院、みやぎ県南中核病院、蔵王町国民健康保険蔵王病院、国民健康保険川崎病院、丸森町国民健康保険丸森病院
大崎・栗原医療圏	大崎市民病院、大崎市民病院鹿島台分院、大崎市民病院岩出山分院、大崎市民病院鳴子温泉分院、公立加美病院、涌谷町国民健康保険病院、美里町立南郷病院、栗原市立栗原中央病院、栗原市立若柳病院、栗原市立栗駒病院
石巻・登米・気仙沼医療圏	石巻市立病院、石巻市立牡鹿病院、石巻赤十字病院、登米市立登米市民病院、登米市立米谷病院、登米市立豊里病院、気仙沼市立病院、南三陸病院
仙台医療圏	塩竈市立病院、宮城県立がんセンター、宮城県立精神医療センター、独立行政法人国立病院機構宮城病院、公立黒川病院

【研修実施医療機関】

①大学病院及び地域医療支援病院(公的医療機関※)に限る)

仙南医療圏	みやぎ県南中核病院
大崎・栗原医療圏	大崎市民病院
石巻・登米・気仙沼医療圏	石巻赤十字病院
仙台医療圏	東北大学病院、東北医科薬科大学病院、東北医科薬科大学若林病院、独立行政法人労働者健康安全機構東北労災病院、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター、独立行政法人地域医療機能推進機構仙台病院、仙台赤十字病院、仙台市立病院、宮城県立こども病院、東北公済病院

②上記の他、専門領域認定・専門薬剤師の資格取得のために従事や研修が必須となる医療機関として県が特に必要と認める病院も含まれます。

※公的医療機関

医療法第7条の2第1項各号に掲げる者、(独)国立病院機構及び(独)労働者健康安全機構が開設する病院

Ⅲ 貸付申請から修学資金交付まで

1 貸付申請

修学資金の貸付けを受けようとする場合は、当該年度の4月中に下記書類を県に提出する必要があります。

(提出書類)

- ① 薬学生修学資金貸付申請書(様式第1号)
- ② 大学の在学証明書
- ③ 戸籍抄本又はこれに代わるもの
- ④ 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書(様式第2号)
- ⑤ その他知事が必要と認める書類(応募理由書、履歴書など)

2 貸付決定

貸付申請受理後、県で審査を行い、「薬学生修学資金貸付決定通知書」又は「薬学生修学資金貸付不承認決定通知書」にて通知します。

3 契約締結

貸付決定後、知事と貸付対象者及び連帯保証人2名は、薬学生修学資金貸付契約を締結します。

4 連帯保証人

貸付対象者は、2名の連帯保証人を立てる必要があります。

なお、連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営み、修学資金及び利息の返済の責任を負うことができる資力を有する者でなければなりません。

5 交付申請書の提出

貸付対象者は、下記書類を県に提出する必要があります。

なお、修学資金貸付期間中は、毎年度、提出が必要です。

(提出書類)

- ① 薬学生修学資金交付申請書(様式第6号)
- ② 所属する学年が記載された在学証明書
- ③ 口座振替依頼書(初回時及び変更時のみ)

6 修学資金の貸付け

修学資金は、毎年度半年分ずつ(4～9月分:6月、10月～3月分:10月)交付します。

7 留年や休学等の取扱い

留年や休学した場合は、当該期間中は修学資金交付が休止され、復学・進級した際に再開されます。留年、休学、復学時は、必ず下記書類を県に提出してください。

(提出書類)

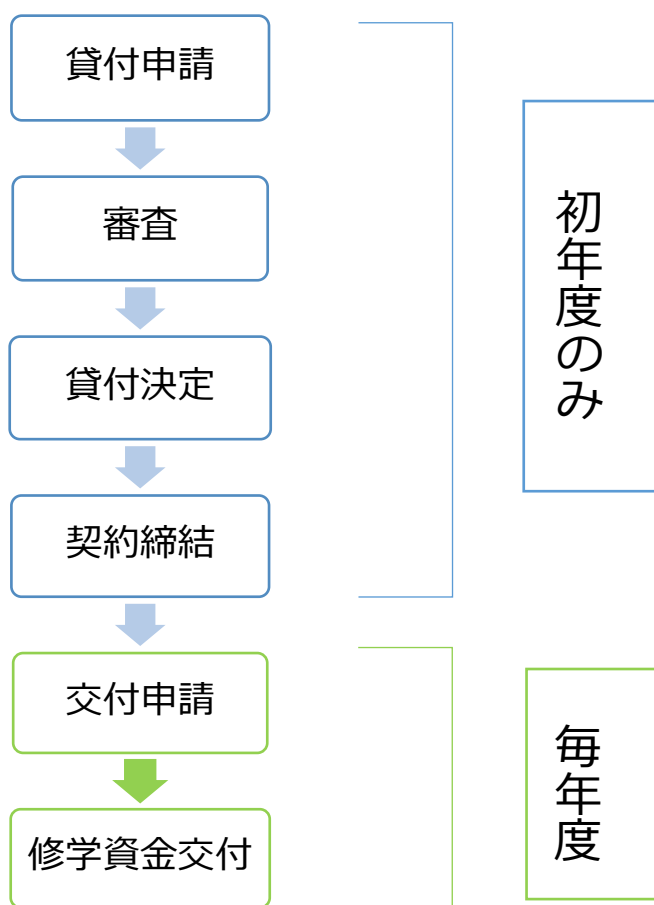
- ① 届出書(様式第17号)
- ② その該当する事実を証する書類

8 退学や本制度からの離脱等の取扱い

退学した場合や本制度から離脱した場合は、修学資金交付が停止されます。停止時点までに貸付された修学資金及び利息を返済しなければなりません。

なお、本制度からの離脱は正当な理由がない限り、認められません。

※貸付申請～修学資金交付までのフロー



IV 修学資金の返済について

1 修学資金の返済免除

(1) 次の要件を満たした場合は、修学資金の全額の返済が免除されます。

- ア 大学卒業後、薬剤師免許を取得し、指定医療機関で、貸付期間の1.5倍の期間(必要従事期間)、薬剤師の業務に従事すること。
- イ 特定医療機関で、必要従事期間の半分以上の期間を薬剤師の業務に従事すること。
- ウ 県が策定するキャリア形成プログラムを満了すること。

就学先	東北医科薬科大学	東北大学
貸付期間	6年間	3年間
必要従事期間	9年間	4.5年間

<キャリア形成プログラムについて>

指定医療機関で必要従事期間、薬剤師の業務に従事するにあたっては、県で策定するキャリア形成プログラムに沿って従事することとなります。キャリア形成プログラムについては、10ページ「Ⅶ キャリア形成プログラムについて」を参照してください。

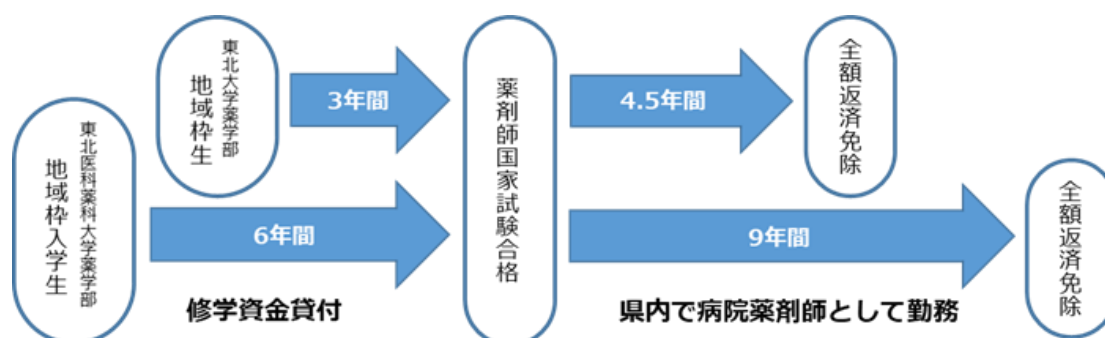
(2) 次のいずれかに該当する場合は、修学資金の返済の一部又は全部が免除されることがあります。

- ア 貸付対象者が死亡したとき。
- イ 心身障害等のやむを得ない事由により、修学資金の返済が出来なくなったとき。

(3) 上記のどちらかに該当した場合は、速やかに下記書類を県に提出してください。

(申請書類)

- ① 薬学生修学資金償還免除申請書(様式第14号)
- ② 免除を受けようとする事由及びその年月日を証明する書類



2 修学資金の返済猶予

貸付対象者が次の場合に該当するときは、申請書類を県に提出し、県が承認した場合、相当と認める期間の返済を猶予することがあります。

- ア 薬剤師免許取得後、返済の免除を受けるために指定医療機関における薬剤師の業務に従事しているとき。
- イ 貸付の停止を受けた後も引き続き大学に在学しているとき。
- ウ 大学院の課程で修学しているとき。ただし、薬学を履修する課程又は薬剤師の業務に従事する場合に有用な専門知識を習得するための課程に限ります。
- エ 薬剤師免許に係る試験を受け、合格しなかったとき。ただし、返済を猶予する期間は大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年以内とします。
- オ 災害、病気その他のやむを得ない理由により、薬剤師免許に係る試験を受けられないとき、又は指定医療機関で薬剤師の業務に従事できないとき。

(申請書類)

- ① 薬学生修学資金償還猶予申請書(様式第11号)
- ② 猶予を受けようとする理由の欄に記載の事実を証する書類

3 修学資金の返済

(1) 次の場合には、貸付けされた修学資金及び利息を返済しなければなりません。

- ア 貸付けが停止されたとき
- イ 大学卒業後、2の返済猶予の要件に該当しなくなったとき

(2) (1)の場合の返済の期間・金額・方法

- ア 返済期限: 返済の事由が生じた日の属する月の翌月の末日まで
- イ 返済金額: 貸付けを受けた修学資金の額に、貸付けを受けた日の翌日から貸付けが終了する月の末日までの期間の日数に応じ年10%の利息を加えた額
- ウ 返済方法: 一括払い

※返済期間内に返済されなかった場合は、年14.5%の割合で遅延利息が徴収されます。

V 指定医療機関での勤務について

1 指定医療機関での勤務開始

- (1) 勤務先の医療機関については、本人への意向調査、特定医療機関及び研修実施医療機関へのヒアリング等を踏まえ、県から本人へ提示します。
- (2) 勤務先候補の医療機関の面接等を受けていただくことがあります。
- (3) 勤務する医療機関が決定した時は、勤務開始前にあらかじめ申出書類を県に提出し、指定医療機関の指定を受ける必要があります。(身分は勤務する医療機関の職員となります。)

(申出書類)

- ① 医療機関勤務申出書(様式第7号)
- ② キャリア形成プログラム計画書

2 指定医療機関の変更

勤務する医療機関を変更する時は、勤務先を変更する前にあらかじめ申出書類を県に提出し、変更後の医療機関を指定医療機関として指定を受ける必要があります。(身分は変更後の医療機関の職員または変更前の医療機関からの出向となります。)

(申出書類)

- ① 医療機関変更申出書(様式第9号)
- ② キャリア形成プログラム計画・実績書

3 指定医療機関での勤務終了(返済免除要件を満たした場合)

指定医療機関での業務を終了する時は、あらかじめ申出書類を県に提出する必要があります。

(申出書類)

指定医療機関勤務終了申出書(様式第10号)

4 指定医療機関での従事期間の報告

毎年4月30日までに、下記書類を県に提出してください。

(提出書類)

- ① 勤務先医療機関の長が証する業務従事状況報告書(様式第18号)
- ② キャリア形成プログラム計画・実績書

VI キャリア形成プログラムについて

1 指定医療機関で必要従事期間、薬剤師の業務に従事するにあたっては、県で策定するキャリア形成プログラムに沿って従事することになります。

2 キャリア形成プログラムは、次のとおりです。

(1) 最初の2年間は研修実施医療機関における初期臨床研修により、病院薬剤師の基本的なスキルを習得します。

(2) 3年目以降、薬剤師が不足している地域の特定医療機関で従事します。

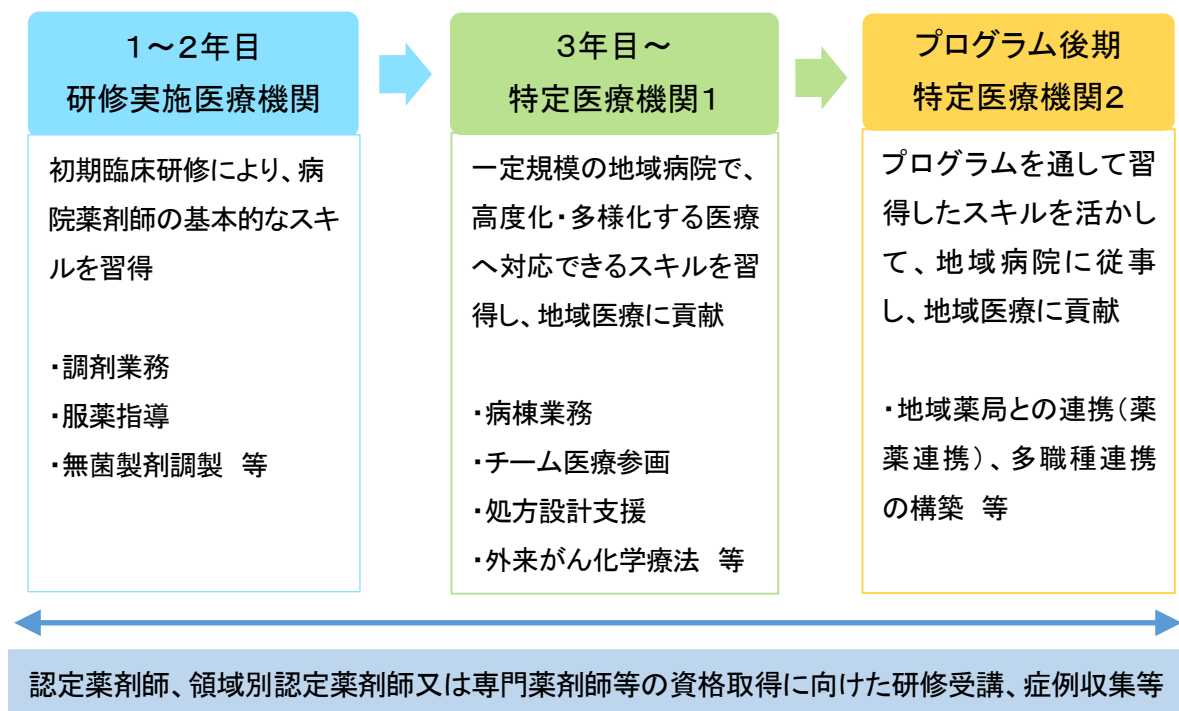
ア 初めに、一定規模の地域病院で高度化・多様化する医療へ対応できるスキルを習得し、地域医療に貢献します。

イ 続いて、プログラムを通して習得したスキルを活かし、地域病院に従業し、地域医療に貢献します。

(3) 希望に応じ、認定薬剤師、領域別（がん薬物療法、感染制御等）認定薬剤師又は専門薬剤師等の資格取得に向けた研修受講、症例収集等により資格取得を目指します。※

※県内に希望する資格の研修施設がない場合や時期によっては研修の受け入れが出来ない場合があることをご承知願います。

<キャリア形成プログラムの例(イメージ)>



<必要従事期間における従事先と主な従事内容の標準例>

【東北医科薬科大学卒業生の場合】

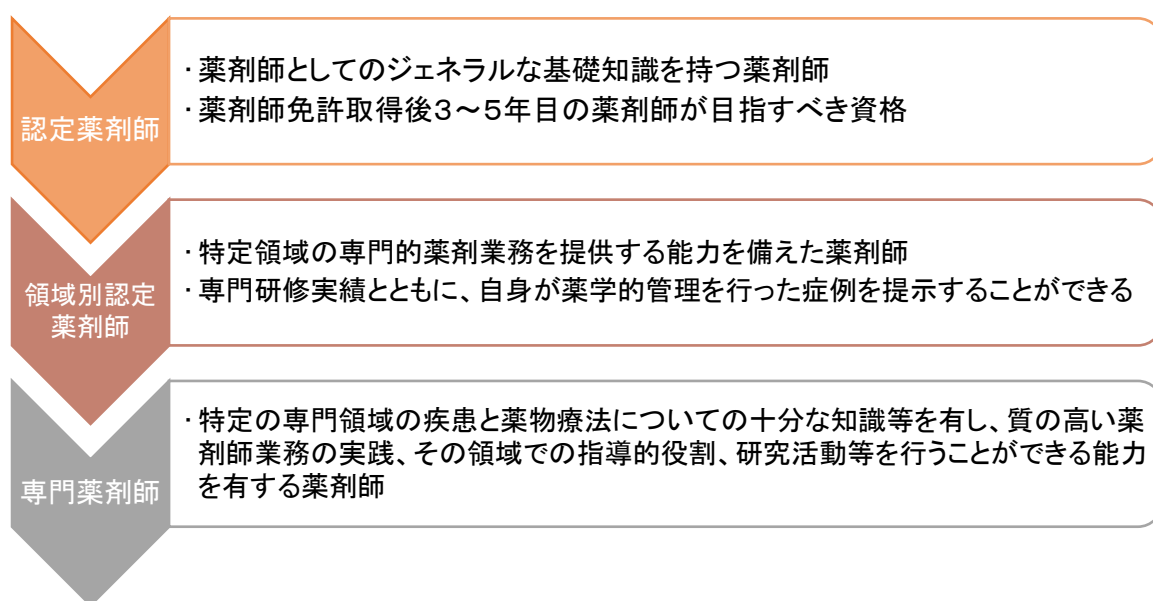
卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
従事先	研修実施医療機関		特定医療機関1			研修実施医療機関	特定医療機関2		特定医療機関1
主な従事内容	初期臨床研修		一定規模の地域病院で従事			資格取得に向けた研修	地域中小病院等で従事		一定規模の地域病院で従事

【東北大学卒業生の場合】

卒業後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
従事先	研修実施医療機関		特定医療機関1	特定医療機関2	特定医療機関1
主な従事内容	初期臨床研修		一定規模の地域病院で従事	地域中小病院等で従事	一定規模の地域病院で従事

- いずれの標準例においても、例示であり規定の範囲内で変更可能です。
- 原則として、地域中小病院での従事を含みます。

<取得を目指す資格の例>



Ⅶ その他

1 各種届出について

以下のいずれかに該当するときは、届出書(様式第17号)にその該当する事実を証する書類を添えて、遅滞なくその旨を知事に届出をする必要があります。

<届出事由>

- ア 大学を退学し、休学し、復学し、卒業し、又は停学の処分を受けたとき。
- イ 大学の課程において同一の学年を重ねて履修することとなったとき(留年)。
- ウ 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。
- エ 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- オ 氏名又は住所を変更したとき。
- カ 薬剤師の免許を取得したとき。
- キ 連帯保証人の氏名、住所に変更があったとき。
- ク 貸付対象者が死亡したとき(保証人による届出が必要)。

2 貸付対象者への連絡方法

県から貸付対象者への連絡は基本的に電子メールで行います。電子メールアドレスに変更があった場合は必ず、県に御連絡願います。

VIII よくある質問

Q1 連帯保証人を2人立てることとされていますが、連帯保証人を両親としても大丈夫ですか？

A1 連帯保証人はそれぞれ独立の生計を営む者である必要があります。両親がそれぞれ独立の生計を営む者でない場合は、両親とは別な方を1人連帯保証人とする必要があります。

Q2 連帯保証人が亡くなった場合は、他の連帯保証人を立てなければなりませんか？

A2 連帯保証人は2人立てる必要があります。連帯保証人を変更する場合は、保証人変更願(様式第3号)を提出してください。

Q3 他の奨学金等の貸与を受けていますが、本修学資金の貸付けを受けることができますか？

A3 他の奨学金の貸与を受けていても、本修学資金の貸付けを受けることができます。

ただし、県内市町村等が実施する同種の薬学生修学資金の貸付けを受け、県修学資金と市町村等修学資金の返済免除に係る従事時間が重複する場合には、当該従事期間は県修学資金の義務履行には含まれません。

市町村等修学資金の貸付けを受けている方、受けようとする方は必ず県に申し出てください。

Q4 休学したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A4 届出書(様式第17号)に、大学発行の休学証明書を添付して提出してください。

また、休学した時点で、既に休学期間分の修学資金を受領している場合は、一旦、返済が必要になります。返済期日については、別途通知します。

Q5 薬剤師国家試験に合格できなかった場合はどうなりますか？

A5 卒業後に指定医療機関で薬剤師として勤務することが返済免除の要件になっています。

大学を卒業する年の受験を含めて3回以内で薬剤師国家試験に合格する必要があります。

Q6 必要従事期間中に病気により休業する場合、必要従事期間の算定はどうなりますか？

A6 病気休業を取得した場合、その期間分は延長することになります。育児休業や介護休業も同様です。なお、返済猶予の手続きは、8ページを参照願います。

Q7 産前産後休暇や育児休業期間は必要従事期間に含まれますか？

A7 産前産後休暇(産前6週、産後8週)期間は法令上認められている休暇期間となるため、必要従事期間に算入されます。このため、特段手続きは必要となりません。

一方、育児休業期間は、Q6のとおり必要従事期間に算入されないため、返済猶予の手続きが必要となります。

Q8 個人的な都合により、必要従事期間中に指定医療機関を退職する場合はどのようになりますか？

A8 正当な理由がなく、必要従事期間中に指定医療機関での勤務をやめることは認められません。

やむを得ず退職する場合には、貸付けを受けた修学資金に利息を加えた金額を期限までに一括返済しなければなりません。

Q9 指定医療機関での勤務開始までのスケジュールはどうなりますか？

A9 現在検討中ですが、貸付対象者の意向に基づいて県でマッチングを行う予定であり、以下のようなスケジュールで予定しています。なお、勤務先医療機関との調整については、一般社団法人宮城県病院薬剤師会の協力を得ながら実施します。

大学5年生	8～10月	貸付対象者への意向調査
	1～3月	県から勤務先候補の医療機関の提示
大学6年生	4～5月	勤務先候補の医療機関との採用面接等
	6月	内定
	1月頃	内定した医療機関を指定医療機関として指定
卒業後1年目	4月～	勤務開始

Q10 領域別(がん薬物療法、感染制御等)の認定薬剤師の資格の取得を目指したいのですが、必要従事期間内に必ず資格を取得しなければなりませんか？

A10 資格によっては、取得までに時間がかかるものもあることから、必要従事期間内に必ず資格を取得する必要はありません。必要従事期間中は、資格取得に必要な研修の受講や症例収集等を行ってください。

Q11 認定薬剤師、領域別認定薬剤師、専門薬剤師取得に係る費用は、県が負担するのですか？

A11 これらの資格は薬剤師個人に与えられる資格のため、県では負担しません。

Q12 提出書類に不備があった場合はどうなりますか？

A12 本人が気づいた場合は、記載の問い合わせ先に電子メールで連絡願います。

一方、県で気づいた場合は、担当から電子メールで確認させていただきますので、その指示に従ってください。

なお、本人から連絡がない場合や書類提出がない場合、連帯保証人に連絡することがあります。

IX 様式集

1 薬学生修学資金貸付条例、施行規則及び要綱.....	16
2 各種様式.....	24
・ 薬学生修学資金貸付申請書(様式第1号).....	24
・ 薬学生修学資金貸付者推薦調書(様式第2号).....	25
・ 応募理由書(要綱様式第1号).....	26
・ 履歴書(要綱様式第2号).....	27
・ 保証人変更願(様式第3号).....	28
・ 薬学生修学資金貸付交付申請書(様式第6号).....	29
・ 口座振替依頼書(要綱様式第3号).....	30
・ 薬学生修学資金貸付契約書(要綱様式第4号).....	31
・ 医療機関勤務申出書(様式第7号).....	35
・ 医療機関変更申出書(様式第9号).....	36
・ 指定医療機関勤務終了申出書(様式第10号).....	37
・ 薬学生修学資金償還猶予申請書(様式第11号).....	38
・ 薬学生修学資金償還免除申請書(様式第14号).....	39
・ 届出書(様式第17号).....	40
・ 業務従事状況報告書(様式第18号).....	41

○薬学生修学資金貸付条例

令和6年10月24日

宮城県条例第63号

薬学生修学資金貸付条例をここに公布する。

薬学生修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、薬剤師が不足している地域の医療機関において将来薬剤師として業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸し付けることにより、県内の医療機関における薬剤師を確保し、もって医療提供体制の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「薬学生」とは、県内の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいい、大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の薬学を履修する課程に在学する者をいう。

(貸付対象者)

第3条 知事は、将来薬剤師として特定医療機関（薬剤師が不足している地域の医療機関として知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）での業務に従事しようとする薬学生に対し、修学資金を貸し付けることができる。

(貸付金額)

第4条 修学資金の貸付金額は、規則で定める。

(貸付けの申請)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(保証人)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、2人の保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付けの決定)

第7条 知事は、第5条の申請書の提出があったときは、速やかに貸付けの適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(貸付けの休止及び停止)

第8条 知事は、修学資金の貸付けを受けている者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを休止するものとする。

2 知事は、修学資金の貸付けを受けている者が大学の課程において同一の学年を重ねて履修すると

きは、当該履修に係る期間は、修学資金の貸付けを休止するものとする。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 知事は、修学資金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その日の属する月から修学資金の貸付けを停止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (4) 心身の故障のため、大学の課程の履修を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(償還)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者は、当該修学資金の額に、当該貸付けを受けた日の翌日から貸付けが終了する月の末日までの期間（前条第1項又は第2項の規定により修学資金の貸付けが休止された期間（以下「休止期間」という。）を除く。）の日数に応じ年10パーセントの割合で計算した利息（以下「利息」という。）を加えた額を規則で定める期間（次条の規定により償還を猶予されたときは、当該猶予された期間とこの条の規定により規則で定める期間を合算した期間とする。以下「償還期間」という。）内に一括して償還しなければならない。

(償還の猶予)

第10条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当と認める期間、当該修学資金及び利息の償還を猶予することができる。ただし、第4号に該当する場合において、猶予する期間は、大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年を超えることができない。

- (1) 第8条第3項第3号から第5号までの規定により修学資金の貸付けを停止された後も引き続き大学に在学しているとき。
- (2) 次条第1項の規定による償還の免除を受けるために業務（指定医療機関（知事が修学資金を貸し付けた者ごとに指定する県内の医療機関をいう。）における薬剤師の業務をいう。以下同じ。）に従事しているとき。
- (3) 大学院の課程（薬学を履修する課程又は業務に従事する場合に有用な専門知識を習得するための課程に限る。）を履修しているとき。
- (4) 薬剤師免許に係る試験を受け、合格しなかったとき。
- (5) 災害、病気その他のやむを得ない事由により、薬剤師免許に係る試験を受けられないとき、又は業務に従事できないとき。

(償還の免除)

第11条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、大学を卒業後遅滞なく業務に従事し、その業務に従事した期間が、貸付けを受けた期間（休止期間を除く。）の2分の3に相当する期間（以下「必要従事期間」という。）に達し、かつ、業務（特定医療機関において行われるものに限る。）に従事した期間が、必要従事期間の2分の1以上の期間に達したときは、当該修学資金及び利息の償還を免除するものとする。

2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が死亡、心身障害その他のやむを得ない事由により当該修学資金及び利息を償還することができなくなったときは、当該修学資金及び利息の償還並びに遅延利息（第13条に規定する遅延利息をいう。）の支払の全部又は一部を免除することができる。

（準用）

第12条 第5条及び第7条の規定は、第10条の規定による償還の猶予及び前条の規定による償還の免除について準用する。

（遅延利息）

第13条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく償還期間内に当該修学資金及び利息を償還しなかったときは、当該償還期間満了の日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○薬学生修学資金貸付条例施行規則

令和6年11月22日

宮城県規則第97号

薬学生修学資金貸付条例施行規則をここに公布する。

薬学生修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、薬学生修学資金貸付条例（令和6年宮城県条例第63号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付金額)

第2条 条例第4条の規則で定める修学資金の貸付金額は、月額5万円とする。

(貸付けの期間)

第3条 修学資金の貸付けの期間は、条例第7条の規定により知事が修学資金の貸付けの適否を決定した日の属する月（知事が特に必要と認める場合は、当該貸付けを決定した日の属する年度の4月）から、大学を卒業した日の属する月までとする。

(貸付けの申請)

第4条 条例第5条に規定する申請書は、薬学生修学資金貸付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大学の在学証明書
- (2) 戸籍抄本又はこれに代わるもの
- (3) 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（様式第2号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(保証人)

第5条 条例第6条第1項の保証人は、独立の生計を営み、修学資金及び利息の償還の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けた者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更願（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定等)

第6条 条例第7条の規定により貸付けの適否を決定するに当たっては、書面による審査のほか、必要に応じ面接等による審査を行うものとする。

2 条例第7条の規定による通知は、薬学生修学資金貸付決定通知書（様式第4号）又は薬学生修学資金貸付不承認決定通知書（様式第5号）によるものとする。

(契約の締結)

第7条 条例第7条の規定により貸付けの決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）が修学資金

の交付を受けるには、知事と薬学生修学資金貸付契約を締結しなければならない。

(交付申請書の提出等)

第8条 貸付決定者は、修学資金の貸付けを受けている期間中は、毎年度、知事の定める日までに所属する学年を記載した在学証明書を添付した薬学生修学資金交付申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 修学資金は、4月から9月までの修学に係るものについては当該年度の6月に、10月から3月までの修学に係るものについては当該年度の10月に交付するものとする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 貸付決定者は、条例第8条の規定により修学資金の貸付けを休止され、又は停止された場合において、既に貸付けを休止され、又は停止された期間に係る修学資金を受領しているときは、当該修学資金を知事が定める日までに一括して返還しなければならない。

(業務の申出等)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者が医療機関に勤務しようとするときは、あらかじめ医療機関勤務申出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申出書の提出があったときは、遅滞なく、指定医療機関を指定し、修学資金の貸付けを受けた者に対し、指定医療機関指定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 業務に従事している者は、勤務する医療機関を変更しようとするときは、あらかじめ医療機関変更申出書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

4 第2項の規定は、前項の規定による申出書の提出があったときについて準用する。

5 業務に従事している者は、当該業務を終了しようとするときは、あらかじめ指定医療機関勤務終了申出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(償還期間)

第10条 条例第9条の規則で定める期間は、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から大学を卒業した日（条例第8条第3項の規定により貸付けを停止されたときは、当該停止の日）の属する月の翌月の末日までとする。

(償還の猶予の申請等)

第11条 条例第十条の規定により修学資金及び利息の償還の猶予を受けようとする者は、薬学生修学資金償還猶予申請書（様式第11号）に、同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、償還の猶予の可否を決定し、申請者に対し、薬学生修学資金償還猶予決定通知書（様式第12号）又は薬学生修学資金償還猶予不承認決定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

(償還の免除の申請等)

第12条 条例第11条の規定により修学資金及び利息の償還並びに遅延利息の支払の全部又は一部の免除を受けようとする者は、薬学生修学資金償還免除申請書（様式第14号）に同条第1項又は第2項に該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、償還及び支払の免除の可否を決定し、申請者に対し、薬学生修学資金償還免除決定通知書（様式第15号）又は薬学生修学資金償還免除不承認決定通知書（様式第16号）により通知するものとする。

(期間の算定方法)

第13条 条例第11条第1項の規定による償還の免除に当たっては、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの期間（休職（業務に起因するものを除く。）及び停職の期間（当該期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を除く。）を業務に従事した期間とする。

(届出等)

第14条 貸付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（様式第17号）にその該当する事実を証する書類を添えて、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 大学を退学し、休学し、復学し、卒業し、又は停学の処分を受けたとき。
- (2) 大学の課程において同一の学年を重ねて履修することとなったとき。
- (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。
- (4) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (5) 氏名又は住所を変更したとき。
- (6) 薬剤師の免許を取得したとき。
- (7) 保証人の氏名又は住所に変更があったとき。

2 保証人は、修学資金の貸付けを受けている者が死亡したときは、届出書にその事実を証する書類を添えて、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

3 修学資金の貸付けを受けた者は、毎年4月30日までに業務従事状況報告書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○薬学生修学資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県修学資金貸付条例（令和6年宮城県条例第63号。以下「条例」という。）及び薬学生修学資金貸付条例施行規則（令和6年宮城県規則第97号。以下「規則」という。）の運用に当たり必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 薬学生修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けようとする者の募集は、毎年度当初に予算の範囲内で募集するものとする。

(貸付けの申請書等)

第3条 規則第4条第4号の知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 応募理由書（様式第1号）
- (2) 履歴書（様式第2号）
- (3) 財産証明書（保証人の年収が0円の場合に限る）

(貸付けの決定等)

第4条 条例第7条又は第8条に規定する修学資金の貸付けの決定、貸付けの休止又は停止及び条例第11条に規定する修学資金の償還の免除は、別に定める基準によって決定するものとする。

(修学資金の交付等)

第5条 規則第8条第1項に規定する薬学生修学資金貸付交付申請書を提出するときは、口座振替依頼書（様式第3号）を添付するものとする。

- 2 規則第8条第1項に規定する知事が定める日は、保健福祉部長があらかじめ通知する薬学生修学資金交付申請書提出日とする。
- 3 規則第8条第3項に規定する知事が定める日は、保健福祉部長があらかじめ通知する薬学生修学資金返還期限日とする。
- 4 知事は、第1項の規定により提出された口座振替依頼書に記載された金融機関の預金口座（国内に本店又は支店がある金融機関に限る。）に振り込むものとする。

(契約書)

第6条 規則第7条に規定する契約は、薬学生修学資金貸付契約書（様式第4号）によるものとする。

(指定医療機関)

第7条 条例第10条第2号の規定による指定医療機関は、特定医療機関（条例第3条に規定する特定医療機関をいう。）及び研修実施医療機関（初期臨床研修及び専門領域認定・専門薬剤師等の資格取得のための研修を実施する病院をいう。以下同じ。）から修学資金を貸し付けた者ごとに指定するものとする。

- 2 特定医療機関は、仙台市を除く地域の公的医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第7条の2第1項各号に掲げる者又は独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人労働者健康安全機構が開設する病院をいう。以下同じ。）とする。
- 3 研修実施医療機関は、大学病院及び地域医療支援病院（公的医療機関に限る）又は専門領域認定・専門薬剤師等の資格取得のために従事や研修が必須となる医療機関として県が特に必要と認める病院とする。

（償還の猶予の申請）

第8条 規則第11条第1項に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類とする。

- （1）条例第8条第3項第3号から第5号までの規定により修学資金の貸付けを停止された後も引き続き大学に在学しているとき 在学証明書
- （2）条例第11条第1項の規定による償還の免除を受けるため指定医療機関における薬剤師の業務に従事するとき 在職証明書
- （3）大学院の課程を履修しているとき 在学証明書

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、修学資金の貸付けに必要な事項は、宮城県保健福祉部薬務課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

薬学生修学資金貸付申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者(本人)氏名

薬学生修学資金の貸付けを受けたいので、薬学生修学資金貸付条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付けを受けることとなったときは、同条例及び薬学生修学資金貸付条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要従事期間、指定医療機関における業務に従事します。

本人	ふりがな		大学名等	大学 学科 所属する学年	
	氏 名				
	生年月日及び 年 月 日(満 歳)				
	現住所及び 電話番号	〒 () ー			
	本籍地住所	〒			
保証人となる 予定の者	(ふりがな) 氏 名	()	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)	
	現住所及び 電話番号	〒 () ー		続柄	
	職 業		年 収	円	
	(ふりがな) 氏 名	()	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)	
	現住所及び 電話番号	〒 () ー		続柄	
	職 業		年 収	円	
	申請者が貸付けを受ける薬学生修学資金については、本人と連帯して責任を負います。				

添付書類

- 1 大学の在学証明書
- 2 戸籍抄本又はこれに代わるもの
- 3 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書(様式第2号)
- 4 その他知事が必要と認める書類

様式第 2 号(第 4 条関係)

薬学生修学資金貸付者推薦調書			
大 学 名			
(ふりがな) 氏 名	()	入学年月 卒業予定年月 在学年	年 月 年 月 第 学年
生年月日	年 月 日生(満 歳)		
学業に関する状況			
健康に関する状況			
その他意見(申請者の人物評価等その他推薦事項：任意記入)			
上記の者は、薬学生修学資金の貸付けを受ける者として適当と認められますので推薦します。 宮城県知事 殿 年 月 日 大学の学長又は学部長 印			

応募理由書

申請者(本人)氏名

あなたが宮城県薬学生修学資金貸付事業に応募した理由を記載してください。

なお、以下の2点を踏まえて記入すること。

- ・宮城県の薬剤師不足地域の医療機関に従事する意思
- ・宮城県の地域医療で病院薬剤師としてどのように活躍したいと考えているか

[illegible]

履 歴 書

年 月 日 現在

ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日 (満 歳)	
現住所	〒	
電話番号	()	—
メール アドレス		

写真を貼る位置

1. 縦 4 c m
横 3 c m
2. 上半身, 正面, 無帽
カラー
3. 最新3か月以内
4. 裏面に氏名記入

年	月	学 歴・職 歴

様式第3号(第5条関係)

保証人変更願

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者(本人)氏名

次のとおり保証人の変更を承認願います。

なお、変更が承認されたときは、新保証人は、本人と連帯して薬学生修学資金貸付条例に基づく修学資金及び利息の償還の債務を負担します。

新保証人	(ふりがな) 氏 名	()	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び 電話番号	〒 () ー		続柄
	職 業		年 収	円
旧保証人	(ふりがな) 氏 名	()	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	現住所及び 電話番号	〒 () ー		続柄
変更の事由				
変更年月日		年 月 日		

薬学生修学資金交付申請書			
		年	月 日
宮城県知事	殿		
		申請者	住 所
		氏	名
薬学生修学資金貸付条例施行規則第8条第1項の規定により、		年	月から 年
月までの修学資金として下記金額の交付を申請します。			
		記	
金		円	
添付書類			
在学証明書			

口座振替依頼書 令和 年 月 日 宮城県知事 殿 住 所 氏 名 印 私に支払われる薬学生修学資金について下記口座へ振り込まれるよう願います。			
金 融 機 関 名	銀 行 支 店	種 別	普 通 ・ 当 座
口座番号		口座名義人	(フリガナ)

薬学生修学資金貸付契約書

宮城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは薬学生修学資金貸付条例（令和6年宮城県条例第63号。以下「条例」という。）、薬学生修学資金貸付条例施行規則（令和6年宮城県規則第97号。以下「規則」という。）、薬学生修学資金貸付要綱（令和7年4月1日施行。以下「要綱」という。）及び別紙「薬学生修学資金貸付規定」（以下「規定」という。）に基づいて、修学資金を貸し付けることについて、次のとおり契約を締結する。

（貸付）

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸し付けるものとする。

一 貸付金額 月額 金50,000円（計 金 円）

二 貸付期間 年 月から大学を卒業した日の属する月まで

（債務の履行）

第2条 乙は、修学資金の貸付けを受けたときは、条例、規則、要綱及び規定に基づき、その債務を履行するものとする。

（保証人）

第3条 保証人は、乙と連帯して、この契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

（協議事項）

第4条 条例、規則、要綱、規定及び契約書に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、甲、乙及び保証人が協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙 決定番号 第 号

住 所

氏 名 印

保証人 住 所

氏 名 印

保証人 住 所

氏 名 印

注 保証人の印鑑登録証明書を添付すること。

薬学生修学資金貸付規定

1. 貸付について

貸付金額	契約書第1条第1号のとおり
貸付期間	契約書第1条第2号のとおり
貸付方法	貸付期間中、毎年度、半期ごとに6カ月分を口座振込するものとする。 【振込時期（目処）】 前期：6月、後期：10月
保証人	乙は、「独立の生計を営み、修学資金の償還及び利息の支払の責任を負うことのできる資力を有する者」を保証人として2人立てること。
交付申請	乙は、毎年度、甲が別途指定する日までに、所属する学年を記載した在学証明書を添付した薬学生修学資金交付申請書を提出すること。 なお、提出が遅れた場合は、修学資金の交付時期が遅れる場合がある。
他の薬学生修学資金との併給	県内の他自治体が実施する同種の薬学生修学資金の貸付を受けることも可能とするが、当該修学資金の償還免除のために当該自治体の医療機関で勤務する場合、当該勤務期間は、本修学資金の償還免除のための勤務期間に充てることができない。 なお、他自治体修学資金の貸付を受ける場合、遅滞なく甲に申告するとともに、甲は当該修学資金を実施する自治体に対して、乙の当該修学資金の貸付状況等について必要に応じ確認する。

2. 貸付けの休止、停止等について

貸付けの休止 （一時休止）	甲は、乙が下記のいずれかに該当するときは、その日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、貸付けを休止するものとする。 (1) 休学又は停学の処分を受けたとき。 (2) 同一の学年を重ねて履修するとき。（留年）
貸付けの停止 （貸付終了）	甲は、乙が下記のいずれかに該当するときは、その日の属する月から貸付けを停止するものとする。 (1) 死亡したとき。 (2) 退学したとき。 (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。 (4) 心身の故障のため、大学の課程の履修を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。 (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
修学資金の返還	乙が既に貸付けを休止された期間、又は停止された期間に係る修学資金を受領しているときは、当該修学資金を甲が定める日までに一括して返還すること。

3. 償還について

償還	乙は、貸付けを受けた修学資金及び当該修学資金に係る利息を償還期間内に一括で償還すること。 なお、正当な理由がなく償還期間内に償還しなかった場合は、さらに遅延利息を加えて償還すること。 【利息】 貸付けを受けた修学資金の額に、貸付けを受けた日（※）の翌日から貸付けが終了する月の末日までの期間の日数に応じて、年10％の割合で計算した額 ※ 半年ごとに修学資金を振り込んだ日の翌日から起算して計算する。 【償還期間】 貸付けを受けた日の翌日から大学を卒業した日（貸付けが停止されたときは、当該停止日）の属する月の翌月の末日 【遅延利息】 償還すべき額（修学資金及び利息）に、償還期間満了の日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じて、年14.5％の割合で計算した額
償還の猶予	甲は、乙が下記のいずれかに該当するときは、相当と認める期間、修学資金及び利息の償還を猶予することができる。 (1) 修学資金の貸付けを停止された後も引き続き大学に在学しているとき。 (2) 指定医療機関（甲が指定する県内の医療機関）における薬剤師の業務に従事しているとき。 (3) 大学院の課程を履修しているとき。 (4) 薬剤師免許に係る試験を受け、合格しなかったとき。ただし、猶予する期間は、大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年を超えることができない。 (5) 災害、病気その他のやむを得ない事由により、薬剤師免許に係る試験を受けられないとき、又は指定医療機関における薬剤師の業務に従事できないとき。
償還の免除 （当然免除）	甲は、乙が大学を卒業後遅滞なく薬剤師となり、指定医療機関における薬剤師の業務に従事した期間が、必要従事期間（貸付期間の1.5倍の期間）に達し、かつ、特定医療機関（薬剤師が不足している地域の医療機関として甲が定めるもの）における薬剤師の業務に従事した期間が、必要従事期間の半分以上に達したときは、修学資金及び利息の償還を免除するものとする。
償還の免除 （裁量免除）	甲は、乙が死亡、心身障害その他のやむを得ない事由により修学資金及び利息を償還できなくなったときは、当該修学資金及び利息の償還並びに遅延利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

4. 指定医療機関での勤務について

医療機関での勤務 申出	乙は、医療機関に勤務しようとするときは、医療機関勤務申出書を提出すること。 ※ 必要従事期間の最初の2年間は研修実施医療機関に勤務すること。 ※ 原則として、必要従事期間の後期は地域中小病院に勤務すること。
指定医療機関の指定	甲は、乙からの申出に基づき、本人のキャリア等に応じて勤務する医療機関を指定するものとする。 なお、医療機関の状況等により、勤務先は希望どおりとならない場合がある。 ※ 指定医療機関は、従事先選定時の特定医療機関及び研修実施医療機関の中から指定されます。

医療機関勤務申出書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
氏 名

薬学生修学資金貸付条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり医療機関での勤務を希望しますので、申し出ます。

記

勤 務 開 始 希 望 日	年 月 日から
勤務希望医療機関の 名 称	

医療機関変更申出書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
氏 名

薬学生修学資金貸付条例施行規則第9条第3項の規定により、下記のとおり勤務する医療機関を変更したいので、申し出ます。

記

変更前の医療機関の 名 称	
変更後の医療機関の 名 称	
変 更 希 望 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

指定医療機関勤務終了申出書

年 月 日

宮城県知事

殿

申出者 住 所
氏 名

薬学生修学資金貸付条例施行規則第9条第5項の規定により、下記のとおり指定医療機関での勤務を終了したいので、申し出ます。

記

現在勤務している 指定医療機関の名称	
勤務終了予定年月日	年 月 日
終了の理由	

薬学生修学資金償還猶予申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
氏 名

薬学生修学資金貸付条例第10条の規定により、下記のとおり修学資金及び利息の償還の猶予を受けた
いので、関係書類を添えて申請します。

記

貸付けを受けた者の住所	
貸付けを受けた者の氏名	
貸付けを受けた者の生年月日及び年齢	年 月 日(満 歳)
貸付けを受けた修学資金の償還未済額	金 円
償還未済額のうち猶予を受けようとする額	金 円
薬剤師免許番号及び登録年月日	(号) 年 月 日登録
現在在籍している大学又は勤務している 指定医療機関の名称	
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

添付書類

猶予を受けようとする理由の欄に記載の事実を証する書類

薬学生修学資金償還免除申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 決定番号

住 所

氏 名

薬学生修学資金貸付条例第11条 第1項 第2項 の規定により、下記のとおり 修学資金及び利息の
償還 償還並びに遅延利息の支払 } の { 全部 一部 } の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

貸付けを受けた者の住所		
貸付けを受けた者の氏名		
貸付けを受けた者の生年月日及び年齢	年 月 日(満 歳)	
貸付けを受けた修学資金等の償還未済額	金 円	
償還未済額のうち免除を受けようとする額	金 円	
業務に従事した指定医療機関の名称及び期間	名 称	期 間
薬剤師免許番号及び登録年月日	(号) 年 月 日登録	
休職の有無及びその期間		
免除を受けようとする事由及びその年月日	年 月 日	

備考 該当しない事項の欄には「該当なし」と記入してください。

添付書類

免除を受けようとする事由及びその年月日を証明する書類

様式第 17 号(第 14 条関係)

届 出 書

年 月 日

宮城県知事

殿

住 所
氏 名

薬学生修学資金貸付条例施行規則第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出事項	
届出事項の発生年月日	
届出内容	

添付書類

届出内容の欄に記載した事実を証する書類

業務従事状況報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
氏 名

年度の業務従事状況は、以下のとおりです。

指定医療機関の 名 称	
業 務 従 事 期 間	年 月から 年 月まで
休 職 状 況※	年 月から 年 月まで

※業務従事期間内に休職期間がある場合は、記入願います。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

医 療 機 関 名

代 表 者 名 印

【発行・問い合わせ先】

宮城県保健福祉部薬務課 薬事温泉班

〒980－8570

宮城県仙台市青葉区本町3－8－1（県庁7階南側）

T E L : 022－211－2652

E－mail : yakumu-y@pref.miyagi.lg.jp